

第1節 応急活動体制

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 職員の動員配備	●			1	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>企画対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第2 警戒活動	●			3	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第3 災害警戒本部の設置	●			4	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第4 災害対策本部拡大体制の設置	●			4	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第5 災害対策本部の設置	●			5	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第6 災害対策本部の運営	●			6	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準により行う。
気象警報等の発表により災害発生が予測される場合は、関係情報の収集等を行うため市民安全課に災害警戒本部を設置する。災害警戒本部設置後、気象状況等がさらに悪化し局地的な災害発生が予測される場合は、警戒体制を強化するため、「島原市災害対策本部」設置前の段階として、市民部長を本部長とする災害警戒本部拡大体制を設置する。

さらに、市域で災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

■配備基準【地震・津波災害】

配備体制	配備基準	活動内容	配備要員
警戒体制	○ 本市以外で地震が発生し、情報収集が必要と判断される場合 ○ 津波注意報発表が発表された場合	・ 地震情報等の収集、警戒	市民安全課
災害警戒本部体制	○ 島原半島において緊急地震速報（予報：Jアラート作動時）が発令された場合	・ 地震情報等の収集 ・ 伝達、警戒 ・ 連絡調整	市民安全課 (必要により応急対策班又は企画対策部の一部)
災害警戒本部拡大体制	○ 島原市において震度4の地震を観測した場合	・ 地震情報等の収集 ・ 伝達、警戒 ・ 連絡調整 ・ 被害情報の収集	第1配備 (詳細は災害配備計画参照)
災害対策本部	○ 島原市において震度5弱・5強の地震を観測、又は有明海沿岸部に津波警報が発表された場合	・ 被害情報の収集 ・ 被害状況等の確認 ・ 応急対策活動	第1配備、第2配備 (詳細は災害配備計画参照)
災害対策本部	○ 島原市において震度6弱以上の地震を観測した場合	・ 被害情報の収集 ・ 被害状況等の確認 ・ 応急対策活動	職員全員(第3配備) (詳細は災害配備計画参照)
※ 各配備の要員は、災害配備計画に基づく。			
※ 市職員は、マスコミ報道、「長崎県総合防災ポータル」等から警報情報等を収集し、可能な限り自宅待機する。			

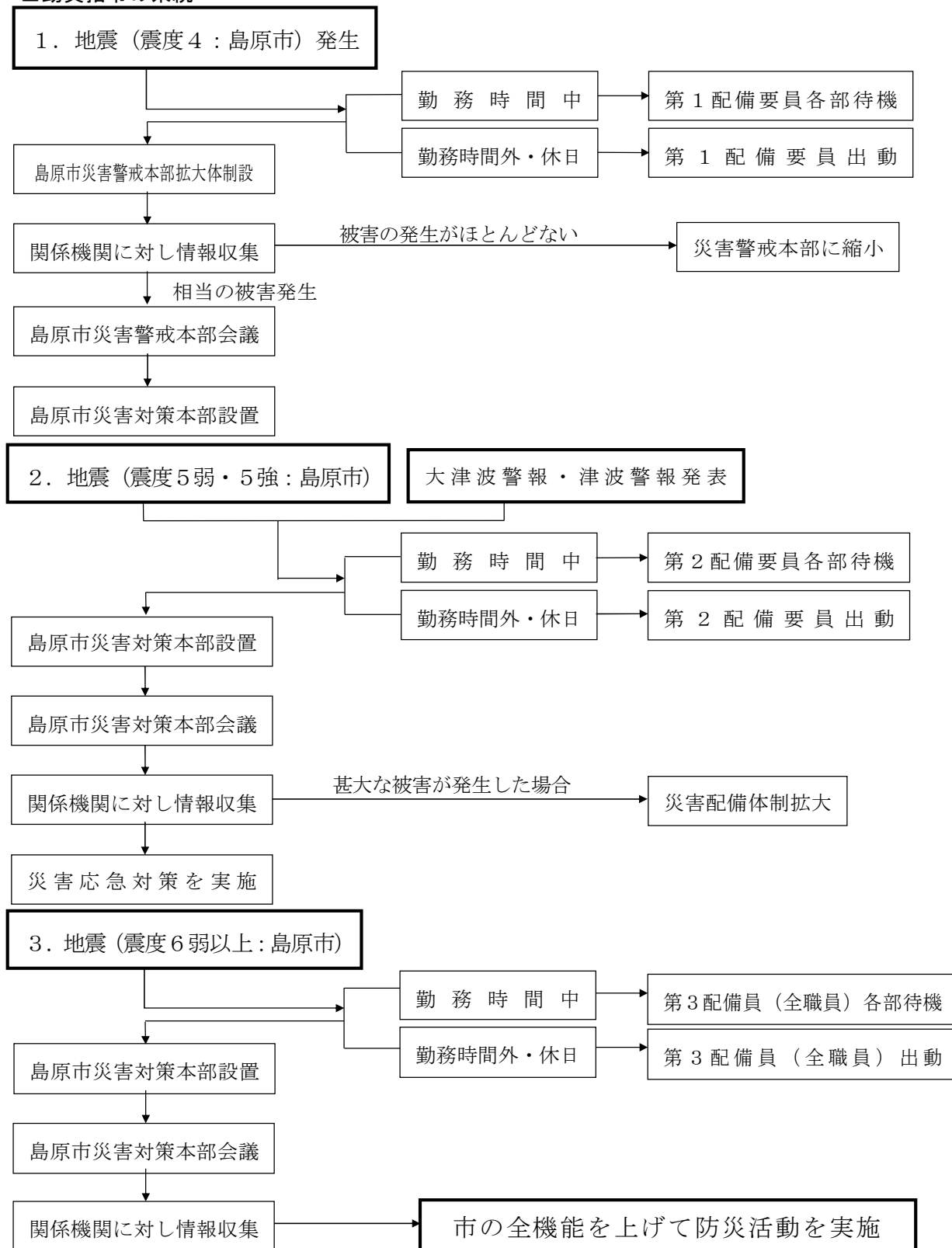
2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の方法により行う。

■職員の動員方法

区 分	方 法
勤務時間内	庁内放送、電話連絡等の方法による。
勤務時間外	第1・2・3 配備員基準の職員は、地震情報に基づき、自主登庁を基本とする。 状況により、メール、防災ラジオ、電話連絡等の方法により招集を行う。 第1・2 配備員基準以外の職員は、自宅待機とし、被害情報やラジオ、テレビ放送などに注意し、いつでも招集に応じ得る体制を整えておく。 配備員以外の招集は、メール、防災ラジオ、電話連絡等の方法により行う。

■動員指令の系統



3 参集場所

各職員は、勤務時間内・勤務時間外を問わず、特段の指示がある場合を除き、島原市配備計画により指定された場所に参加する。ただし、交通途絶等で指定の参加場所に参加が困難な時は、最寄りの市施設又は指定緊急避難場所・指定避難所へ参加する。

なお、職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における救助活動に従事し、その応急措置終了後に参加する。

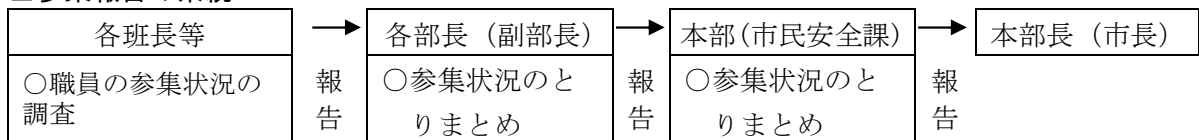
4 参加の報告

参加した職員は、直ちに所属する各班長に参加報告し、各班長は各部長又は副部長に参加報告を行い、各部でとりまとめた後、本部（市民安全課）に報告する。

※ 資料編 7-1 参加記録票

※ 資料編 7-2 参加途上の被災状況記録票

■参加報告の系統



5 配備人員

各配備体制における配備人員は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

6 職員の動員要請

各対策部長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とする時は、企画対策部に職員の動員を要請する。

企画対策部は、各対策部長から職員動員の要請があった場合は、各対策部の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

なお、子育てや介護等家庭的に責任を有する職員も参画できるよう、災害直後から子育て・介護支援体制を充実する。

第2 警戒活動

1 警戒活動

市民安全課長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、防災担当職員（市民安全課）を配備する。

■警戒体制の設置基準

- 本市以外で地震が発生し、情報収集が必要と判断される場合
- 津波注意報が発表された場合

2 活動内容

震災警戒体制時において、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 地震・津波情報等の収集、警戒

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

市民安全課長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民安全課に災害警戒本部を設置し、地震災害警戒配備体制として担当職員を配備する。また、局地的な災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ応急対策班、第1配備の一部を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部の設置基準

- 島原半島に、緊急地震速報（震度4：予想）が発表された場合

2 設置、指揮の権限

市民安全課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位	防災班長	第2順位	安全安心班長
------	------	------	--------

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 地震災害に関する情報収集、警戒巡視
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の解散等

市民安全課長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市民部長の判断による災害警戒本部拡大体制、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められる時は、災害警戒本部を解散する。

第4 災害警戒本部拡大体制の設置

1 災害警戒本部拡大体制の設置

市民部長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民部長を本部長として各部長をもって災害警戒本部拡大体制を設置し、震災警戒配備体制として第1配備の一部要員を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部拡大体制の設置基準

- 島原市において震度4の地震を観測した場合

2 設置、指揮の権限

市民部長は、災害警戒本部拡大体制の設置及び指揮を行う。但し、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位	市民安全課長	第2順位	総務部長	第3順位	市長公室長
------	--------	------	------	------	-------

3 活動内容

災害警戒本部拡大体制の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 地震情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 被害情報の収集

4 災害警戒本部拡大体制の解散等

市民部長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められた時は、災害警戒本部拡大体制を解散する。

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の規定に基づき、必要があると認める時は、市長は、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて第2配備、第3配備の担当職員を配備する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

※ 資料編 4-3 島原市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 島原市において震度5弱・5強の地震を観測、又は有明海沿岸部に津波警報が発表された場合(第2配備基準)
- 島原市において震度6弱以上の地震を観測した場合(第3配備基準)

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、島原市役所本庁舎に置く。
- 本庁舎が建物損壊等により機能を全うできない時は、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次の施設に本部を移設する。

有明支所

2 現地災害対策本部

本部長（市長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要がある時は、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（市長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

また、本部長（市長）は、現地の災害応急対策が概ね終了した時、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消した時は、現地災害対策本部を解散する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（市長）が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者（本部長）は、副本部長又は災害対策本部員とする。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ① 被害状況、被災地の対応状況及びこれに関する関係機関の行動等の把握
- ② 要望の把握、災害対策本部への伝達及び関係機関との現地調整
- ③ 必要により現地調整会議の実施

(3) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要する時は、本部長（市長）に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

- 避難準備・高齢者等避難開始の発令
- 避難勧告の発令
- 避難指示(緊急)の発令
- 警戒区域の設定
- 通行規制

3 災害対策本部の解散

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められた時、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる時は、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の設置及び解散の通知等

市民安全対策部は、災害対策本部を設置又は解散した時は、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
関 係 機 関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
市 民 等	○ 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
報 道 機 関	○ 一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等

第6 災害対策本部の運営

第3章第1節第6 災害対策本部の運営を参照。

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 通信体制の確保	●			7	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>総務対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第2 地震情報の収集	●			7	<u>市民安全対策部</u>
第3 地震情報の伝達	●			11	<u>市民安全対策部</u>
第4 異常現象発見時における措置	●			12	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係機関</u>
第5 警戒・巡視活動	●			12	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>農林水産対策部</u> 、 <u>建設対策部</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>関係機関</u>

第1 通信体制の確保

第3章第2節第1 通信体制の確保を参照。

※ 資料編 4-7 島原市防災行政無線管理運用規定

※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

第2 地震情報の収集

地震が発生した場合、緊急地震速報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠となる情報である。

このため、緊急地震速報等の収集伝達を迅速・確実に行う。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

1 地震関連情報の発表

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予測された場合に、震度4以上が予測される地域（緊急地震速報で用いる地域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。

市民安全対策部は、地震を覚知した場合、速やかに震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で、地震情報等を確認する。

■地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上・津波警報・注意報発表または、若干の海面変動が予想される場合・緊急地震速報・警報を発表した場合。	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地域の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

2 津波関連情報の発表

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては精度の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点ではその海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表（波の高さ予想区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	・ 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 ・ 沿岸部や川沿いにいる人たちはただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・ 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 ・ 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	・ 沿岸部や川沿いにいる人たちは直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・ 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記なし)	・ 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。 ・ 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 ・ 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ・ 注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

*大津波警報を特別警報に位置付けている。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」、【高い】という言葉で発表 [発表される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注3）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（注1） この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注2） 津波観測に関する情報の発表内容について沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き津波情報の種類と発表内容及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

（注3） 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	発表基準	内 容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 以下	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測されたにおける最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測値と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでには数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

■ 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値*)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 地震情報の伝達

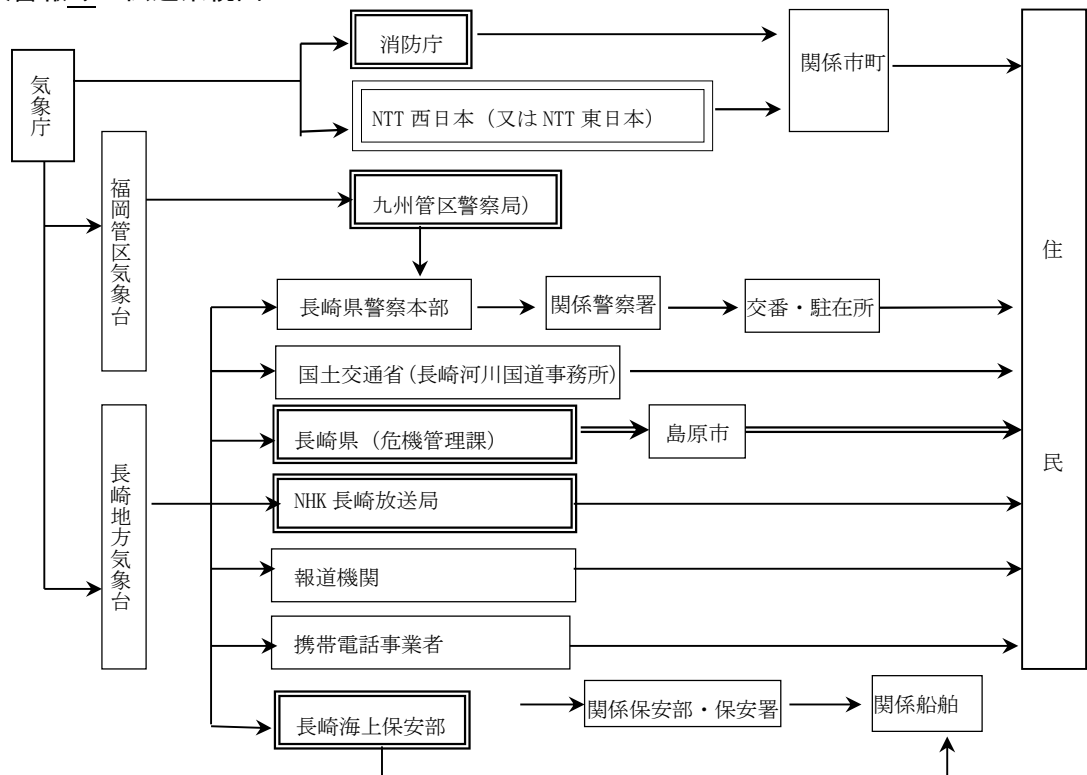
1 情報の伝達

市民安全対策部は、地震の関連情報の収集、伝達を行い、速やかに市民及び関係機関へ伝達する。

市民への周知については、下図の他に市ホームページ、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、震度情報ネットワークシステム、防災情報等メール配信システム、自主防災会、広報車等の活用等、さまざまなツールを活用し適宜行う。

市民安全対策部は、地域住民以外の来訪者が多く利用する観光施設、宿泊施設への防災行政無線の戸別受信機の設置を促進し、施設管理者は、利用者への情報伝達の手段・方法をあらかじめ定めておく。

■津波警報等の伝達系統図



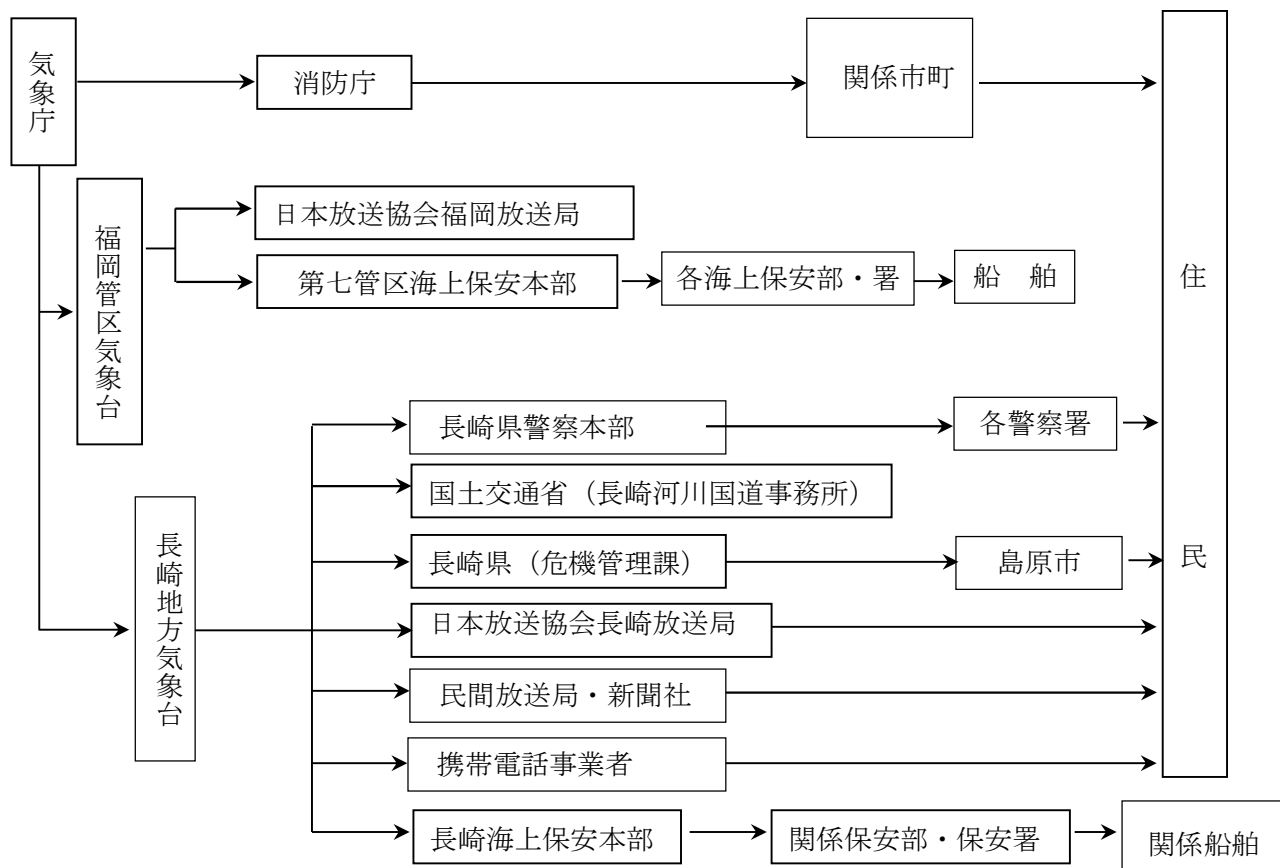
注 1) ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号等の規定に基づく法定伝達先

注 2) ・二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注 3) ・長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐、対馬、有明、八代海の予報区に対して発表された場合とする。

注 4) ・緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

■地震・津波情報の伝達系統図



2 震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知した時は、震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

第4 異常現象発見時における措置

第3章第2節第4 異常現象発見時における措置を参照。

第5 警戒・巡視活動

市民安全対策部、産業対策部、建設対策部及び消防本部は、各々連携し、地震災害の警戒活動を行う。危険がると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員等を配置する。

その他関係機関は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■ 活動内容

- 重要施設の警戒・巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への地震災害情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

第3節 被害情報等の収集伝達及び報告

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 初期情報の収集	●			13	市民安全対策部 、 <i>関係各部</i>
第2 被害調査	●			13	総務対策部 、 建設対策部 、 <i>関係各部</i>
第3 災害情報のとりまとめ	●			13	総務対策部
第4 安否情報の収集・提供	●			13	総務対策部
第5 県、関係機関への被害報告、通知	●			13	総務対策部
第6 国への被害報告	●			13	総務対策部

第1 初期情報の収集

第3章第3節第2 初期情報の収集を参照。

第2 被害調査

第3章第3節第3 被害調査を参照。

第3 災害情報のとりまとめ

第3章第3節第4 災害情報のとりまとめを参照。

第4 安否情報の収集・提供

第3章第3節第5 安否情報の収集・提供を参照。

第5 県、関係機関への被害報告、通知

第3章第3節第6 県、関係機関への被害報告、通知を参照。

第6 国への被害報告

総務対策部は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する時、一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内に、可能な限り速やかに、且つ分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告し、その後速やかに被害状況を報告する。また、必要に応じて、防災関係機関に対し災害状況を連絡し、必要な応援等を要請する。

県に被害状況等が報告できない場合、直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

※ 資料編 5-1 火災・災害等即報要領

■直接即報基準

- | |
|---|
| <p>○ 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した時は、直接、県及び消防庁に報告する。
（被害の有無を問わない）</p> |
|---|

第4節 災害広報・広聴活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 災害広報	●			15	<u>企画対策部</u>
第2 被災地区への広報	●			15	<u>企画対策部</u>
第3 報道機関への協力要請及び報道対応		●		15	<u>企画対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第4 広聴活動	●	●		15	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>

第1 災害広報

企画対策部は、放送、新聞、インターネット、広報車等の広報媒体を通じて市民に災害広報を行う。市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して速やかに広報を行う。地域住民における第一義的な広報機関として、積極的な広報を行い、震災後の時間の経過とともに適宜内容を変えて実施する。

なお、広報活動にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、指定避難所での広報にあたっては、指定避難所運営組織、自主防災組織やボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

■災害広報の内容

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ○ 災害対策本部の設置 | ○ 電気、ガス、水道等供給の状況 |
| ○ 地震被害に関する状況 | ○ 防疫に関する事項 |
| ○ 余震の状況 | ○ 火災状況 |
| ○ 二次災害の危険性に関する情報 | ○ 医療、給水実施状況 |
| ○ 津波に関する状況 | ○ 道路、河川等の公共施設被害 |
| ○ 安否に関する情報 | ○ 道路、交通等に関する事項 |
| ○ 避難の勧告、避難場所の指示 | ○ 一般的な住民生活に関する情報 |
| ○ 市及び防災関係機関の応急措置に関する事項 | |
| ○ それぞれの機関が講じている施策に関する情報 | |
| ○ 民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項 | |

第2 被災地区への広報

第3章第4節第2 被災地区への広報を参照。

第3 報道機関への協力要請及び報道対応

第3章第4節第3 報道機関への協力要請及び報道対応を参照。

第4 広聴活動

第3章第4節第4 広聴活動を参照。

第5節 応援要請・受入れ

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (<u>文字</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 自衛隊派遣要請、受入れ等	●			16	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第2 県、他市町村等への応援要請	●			16	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>企画対策部</u> 、 <u>消防本部</u>
第3 被災市町村等への応援	●			16	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>企画対策部</u>
第4 消防応援要請	●			16	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>消防本部</u>
第5 要員の確保	●			16	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第6 ボランティアの受入れ・支援		●		16	<u>福祉保健対策部</u> 、 <u>社会福祉協議会</u> 、 <u>関係各部</u>
第7 海外からの支援の受入れ		●		16	<u>市民安全対策部</u>

第1 自衛隊派遣要請、受入れ等

第3章第5節第1 自衛隊派遣要請、受入れ等を参照。

第2 県、他市町村等への応援要請

第3章第5節第2 県、他市町村等への応援要請を参照。

第3 被災市町村等への応援

第3章第5節第3 被災市町村等への応援を参照。

第4 消防応援要請

第3章第5節第4 消防応援要請を参照。

第5 要員の確保

第3章第5節第4 要員の確保を参照。

第6 ボランティアの受入れ・支援

第3章第5節第5 ボランティアの受入れ・支援を参照。

第7 海外からの支援の受入れ

第3章第5節第6 海外からの支援の受入れを参照。

第6節 救助活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第1 災害救助法の適用	●			17	市民安全対策部 、 各関係機関
第2 行方不明者名簿の作成及び搜索	●			17	市民安全対策部 、 消防本部
第3 救助活動の実施		●		17	市民安全対策部 、 消防本部 、 消防団 、 警察 、 海上保安部
第4 救急活動の実施	●	●		17	福祉保健対策部 、 消防本部

個人の基本的生活圏の保護と全体的社会秩序の保全を図ることであり、災害に際して食料品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩み災者に対して応急的・一元的に救助を行うものである。

第1 災害救助法の適用申請

第3章第6節第1 災害救助法の適用申請を参照。

第2 行方不明者名簿の作成及び搜索

第3章第6節第2 災害救助費関係資料の作成及び報告を参照。

第3 救助活動の実施

第3章第6節第3 救出活動の実施を参照。

第4 救急活動の実施

第3章第6節第4 救急活動の実施を参照

第7節 消防活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第1 情報の収集	●			18	市民安全対策部 、 消防本部
第2 消防機関の編成	●			18	市民安全対策部 、 消防本部 、 消防団 、
第3 消防本部・消防団の活動	●			18	市民安全対策部 、 消防本部 、 消防団 、 警察 、 海上保安部
第4 活動体制の確立	●			18	福祉保健対策部 、 消防本部
第5 消防広域応援要請	●			18	市民安全対策部 、 消防本部 、 消防団
第6 市民、自主防災組織の活動	●	●		18	市民 、自主防災組織
第7 事業所の活動	●	●		18	事業所
第8 火災報告	●			18	総務対策部

第1 情報の収集

第3章第8節第1 情報の収集を参照。

第2 消防機関の編成

第3章第8節第2 消防機関の編成を参照。

第3 消防本部・消防団の活動

第3章第8節第3 消防本具・消防団の活動を参照。

第4 活動体制の確立

第3章第8節第4 活動体制を参照。

第5 消防応援要請

第3章第8節第5 消防応援要領を参照

第6 市民、自主防災組織の活動

第3章第8節第6 市民、自主防災組織の活動を参照

第7 事業所の活動

第3章第8節第7 事業所の活動を参照

第8 火災報告

第3章第8節第8 火災報告を参照

第8節 医療活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第1 医療救助班の派遣	●			19	福祉保健対策部 、 関係機関
第2 医療救護所の設置	●			19	福祉保健対策部 、 関係機関
第3 医療救護活動	●			19	福祉保健対策部 、 関係機関
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			19	福祉保健対策部 、 関係機関
第5 医薬品、医療資機材等の確保	●			19	福祉保健対策部 、 関係機関
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		20	福祉保健対策部 、 関係機関
第7 心のケア対策			●	20	福祉保健対策部 、 関係機関

市は、大規模事故が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護班の編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

第1 救助班の派遣

第3章第8節第1 医療救助班の派遣を参照。

第2 医療救護所の設置

第3章第8節第2 医療救護所の設置を参照。

第3 医療救護活動

第3章第8節第3 医療救護活動を参照。

第4 後方医療機関の確保と搬送

第3章第8節第4 後方医療機関の確保と搬送を参照。

第5 医薬品、医療資機材等の確保

第3章第8節第5 医薬品、医療資機材等の確保を参照。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

第3章第8節第6 被災者の健康と衛生状態の管理を参照。

第7 心のケア対策

第3章第8節第7 心のケア対策を参照。

第9節 交通対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第 1 交通対策	●			21	建設対策部
第 2 輸送対策	●			21	建設対策部

第 1 交通対策

第3章第9節第1 交通情報の収集、道路等の規制を参照。

第 2 輸送対策

第3章第9節第2 輸送対策道路交通の確保を参照。

第10節 避難対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第1 避難の勧告・指示等	●			22	市民安全対策部 、 関係各部 、 関係機関
第2 警戒区域の設定	●			24	市民安全対策部 、 関係各部 、 関係機関
第3 避難誘導	●			24	市民安全対策部 、 関係機関
第4 広域的避難者の受入れ		●		25	市民安全対策部 、 関係各部
第5 指定避難所の開設	●			25	福祉保健対策部 、 教育対策部
第6 指定避難所の運営		●		25	福祉保健対策部 、 関係機関
第7 災害救助法による避難所の設置	●	●		25	福祉保健対策部 、 関係機関

市は、災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合には、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるため、避難の勧告・指示等、屋内での待避その他の待避のための安全確保に関する措置（以下、「避難のための安全確保措置」という。）、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の勧告・指示等

1 避難の勧告・指示権者

地震による被害の危険が目前に迫っていると判断される時、市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれのある時に、避難を要する地区の住民に対し「避難の勧告」を行うとともに、事態が切迫し、急を要する時は「避難の指示」を行う。また、津波による被害の危険が切迫すると判断される時は、「避難の指示」を行う。なお、津波注意報（津波1m未満）発令時は、海岸付近にいる住民等を対象に「注意喚起」を行う。

さらに、避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める時は、「避難のための安全確保措置」の指示を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を仰ぐいとまがない時、又は市長が不在の時は、第3章第1節第5の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

市民安全対策部は、関係各部、関係機関と連携し、避難の勧告・指示に関する事務を行う。

■避難の勧告・指示の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令	取るべき措置
市長	意志決定 代行順位	災害全般	勧告	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める時	災害対策基本法第60条第1項、第3項	県知事に報告
	その他の委任市職員		指示 避難のための安全確保措置の指示	○ 上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めた時 ○ 避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある時		
	知事（委任を受けた吏員）	災害全般	指示 避難のための安全確保措置の指示	○ 上記の場合において、市がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなった時	災害対策基本法第60条第6項	事務代行の公示
	警察官 海上保安官	災害全般	指示 避難のための安全確保措置の指示	○ 上記の場合において、市長が避難のための立ち退き又は避難のための安全確保措置を指示することができないと認める時、又は市長から要求があった時	災害対策基本法第61条第1項	市町村に通知

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	○ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法第4条第1項
		措置命令 措置	○ 上記の状況で、特に急を要する時	
自衛官 （災害派遣時に限る）	災害全般	警告 （準用）	○ 警察官の要件と同じ （ただし、警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条第1項
		措置命令 措置 （準用）	○ 警察官の要件と同じ （ただし、警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条第1項

2 避難勧告・指示等の区分

第3章 第10節 第1 3 避難勧告・指示等の区分を参照

3 避難勧告・指示等の基準

市長が行う避難のための立ち退きの勧告・指示、避難のための安全確保措置の指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は予想され、市民等の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあることを基準として実施する。

なお、災害対策本部において十分な状況把握が行えない場合は、被災地近傍の支所等において勧告等を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

また、避難のための立ち退きの勧告・指示、避難のための安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認める時は、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求める。

■地震の場合の発令基準

- 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断される時
- 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険な時、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼす時
- 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがある時
- 地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがある時
- ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがある時
- その他住民の生命・身体を保護するため必要な時

■津波の場合の発令基準

区分	発令基準	対象地域
避難指示	○ 大津波警報、津波警報が発表された時 ○ 停電、通信途絶により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは1分以上の長い揺れを感じた場合、緊急に避難を要すると認められる時	避難対象地域（全行政区）
勧告・避難	○津波注意報が発表された時	海岸付近（港湾、漁港、海岸堤防の無い地域）の地域

4 避難の勧告・指示等の伝達

第3章 第10節 第15 避難の勧告・指示等の伝達経路等を参照

5 県・関係機関への報告、要請

第3章 第10節 第16 県・関係機関への報告、要領を参照

6 解除とその伝達、報告

市長は、災害による危険がなくなつたと判断される時には、避難の勧告・指示等を解除する。市民安全対策部は、指定緊急避難場所・指定避難所運営者と連携し、避難している対象者にこれを伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

第3章第10節第2 警戒区域の設定を参照。

第3 避難誘導

第3章第10節第3 避難誘導を参照。

第4 広域的避難者の受入れ

第3章第10節第4 広域的避難者の受入れを参照。

第5 指定避難所の開設

1 震度5弱以上の地震時に開設する指定避難所は、次のとおりとする。

区 分	震度5弱以上の場合
有明地区	有明公民館
三会地区	農村環境改善センター
杉谷地区	杉谷公民館
森岳地区	第1小学校
霊丘地区	霊丘公民館
白山地区	白山公民館
安中地区	新湊町集合避難施設
合計	7箇所

* 状況により、指定避難所が不足する場合は、福祉保健対策部は直ちに指定避難所を増設して対処するものとする。

* 指定避難所開設のための職員は、「島原市災害配備計画」により示すものとする。

2 その他、細部については、第3章第10節第5 指定避難所の開設を参照。

第6 指定避難所の運営

第3章第10節第6 指定避難所の運営を参照。

第7 災害救助法による避難所の設置

第3章第10節第7 災害救助法による避難所の設置を参照

第11節 要配慮者等対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第1 要配慮者の安全確保、安否確認	●			26	福祉保健対策部 、 市民安全対策部 、 関係各部
第2 避難行動要支援者の避難支援	●			26	福祉保健対策部 、 関係各部
第3 指定避難所の要配慮者に対する 応急支援		●		26	福祉保健対策部 、 教育対策部
第4 福祉避難所等の確保、要配慮者 の移送	●			27	福祉保健対策部
第5 要配慮者への各種支援			●	27	福祉保健対策部
第6 福祉仮設住宅の供給			●	27	建設対策部 、 福祉保健対策部
第7 福祉仮設住宅での支援			●	27	福祉保健対策部
第8 外国人、旅行者、帰宅困難者へ の支援			●	27	市民安全対策部 、 商工観光対策部
第9 災害対応に携わる者への支援		●		27	福祉保健対策部

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の要配慮者及び要配慮者のうち自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に格段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細やかな支援対策を総合的に講ずる。

また、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用する。

第1 要配慮者の安全確保、安否確認

第3章第11節第1 要配慮者の安全確保、安否確認を参照。

第2 避難行動要支援者の避難支援

第3章第11節第2 避難行動要支援者の避難支援を参照。

第3 指定避難所の要配慮者に対する応急支援

第3章第11節第3 指定避難所の要配慮者に対する応急支援を参照。

第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送

第3章第11節第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送を参照。

第5 要配慮者への各種支援

第3章第11節第5 要配慮者への各種支援を参照。

第6 福祉仮設住宅の供給

第3章第11節第6 福祉仮設住宅の供給を参照。

第7 福祉仮設住宅での支援

第3章第11節第7 福祉仮設住宅での支援を参照。

第8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援

第3章第11節第8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援を参照。

第9 災害対応に携わる者への支援

第3章第11節第9 災害対応に携わる者への支援を参照。

第12節 生活救援活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			28	水道対策部
第2 食糧の確保、供給	●			28	福祉保健対策部
第3 炊き出しの実施、支援		●		28	福祉保健対策部
第4 生活物資の確保、供給	●			28	福祉保健対策部
第5 救援物資等の受入れ、仕分け等		●		28	福祉保健対策部
第6 被災者相談		●		28	市民安全対策部

第1 飲料水の確保、供給

第3章第12節第1 飲料水の確保、供給を参照。

第2 食糧の確保、供給

第3章第12節第2 食糧の確保、供給を参照。

第3 炊き出しの実施、支援

第3章第12節第3 炊き出しの実施、支援を参照。

第4 生活物資の確保、供給

第3章第12節第4 生活物資の確保、供給を参照。

第5 救援物資等の受入れ、仕分け等

第3章第12節第5 救援物資等の受入れ、仕分け等を参照。

第6 被災者相談

第3章第12節第6 被災者相談を参照。

第13節 住宅対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 被災建築物の応急危険度判定		●		29	建設対策部
第2 被災宅地の危険度判定		●		31	建設対策部
第3 応急仮設住宅の建設等			●	32	建設対策部
第4 応急仮設住宅の入居者選定			●	32	総務対策部
第5 空家住宅への対応			●	32	建設対策部
第6 被災住宅の応急修理			●	32	建設対策部

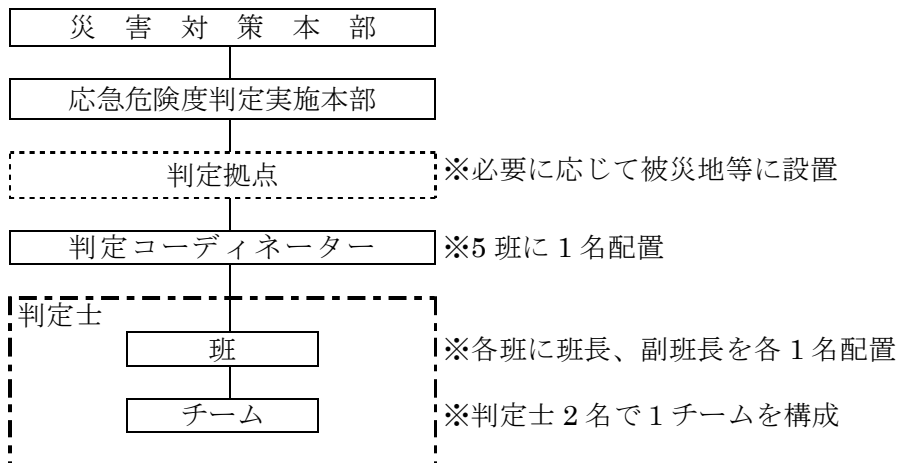
第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めた時は、次のとおり応急危険度判定実施本部を設置する。

建設対策部は、必要に応じて県等の協力のもと、「被災建築物応急危険度判定マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会編)」「(一財)日本建築防災協会発行」等に基づき判定作業を行う。

■ 応急危険度判定実施本部の組織



■ 応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定士の確保

建設対策部は、被災建築物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

■応急危険度判定士の確保

- 資格を有する職員の召集
- 市内建築関係団体への派遣要請
- 県、資格を有する関係団体への派遣要請

3 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。実施本部員は、実施本部長が定め、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

4 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された市職員が担当し、人員が不足する時には、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

5 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき応急危険度の判定を行い、判定結果に基づき、次に示す「危険」、「要注意」、「調査済（使用可）」のいずれかの判定ステッカーを、当該建物の見やすい場所に貼りつける。

■判定内容

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤 色	○ 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄 色	○ 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済 （使用可）	緑 色	○ 建築物の損傷が少ない場合で、建築物は使用可能である。

6 判定後の措置

建設対策部は、応急危険度判定の結果に基づき、「調査済み（使用可）」、「要注意」、「危険」のステッカーを建築物入口等に貼付することで注意を促し、二次災害を防止する。

また、「危険」と判断された建築物に対し、立ち入り禁止の措置を促す。

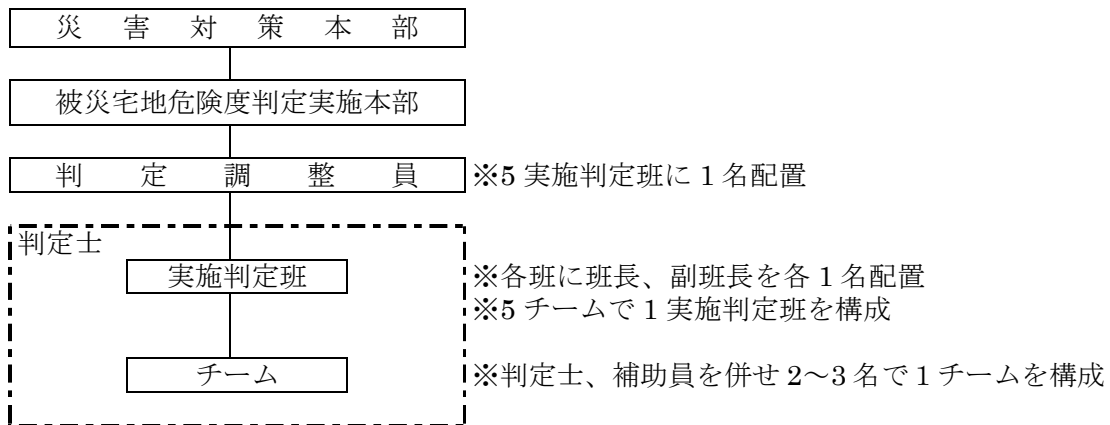
第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めた時は、次のとおり被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

建設対策部は、必要に応じて県等の協力のもと、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災地危険度判定連絡協議会編）等に基づき次のように判定作業を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部の組織



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 実施本部の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

- 擁壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

2 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。実施本部員は、実施本部長が定め、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定調整員

判定調整員は、事前に登録された市職員が担当する。人員が不足する時は、県に応援を要請する。

判定調整員は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいる時は、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援により、別途調査を行う。

第3 応急仮設住宅の建設等

第3章第13節第1 応急仮設住宅の建設等を参照。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

第3章第13節第2 応急仮設住宅の入居者選定を参照。

第5 空家住宅への対応

第3章第13節第3 空家住宅への対応を参照。

第6 被災住宅の応急修理

第3章第13節第4 被災住宅の応急修理を参照。

第14節 防疫・処理活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第1 食品の衛生対策		●		33	市民安全対策部
第2 防疫活動		●		33	市民安全対策部 、 福祉保健対策部
第3 指定避難所等の保健衛生		●		33	福祉保健対策部
第4 有害物質の漏洩等防止	●			33	市民安全対策部 、 農林水産対策部
第5 し尿の処理	●			33	市民安全対策部
第6 廃棄物の処理		●		33	市民安全対策部
第7 障害物の除去	●			34	建設対策部
第8 動物の保護、収容		●		34	市民安全対策部 、 農林水産対策部

第1 食品の衛生対策

第3章第14節第1 食品の衛生対策を参照。

第2 防疫活動

第3章第14節第2 防疫活動を参照。

第3 指定避難所等の保健衛生

第3章第14節第3 指定避難所等の保健衛生を参照。

第4 有害物資の漏洩等防止

第3章第14節第4 有害物資の漏洩等防止を参照。

第5 し尿の処理

第3章第14節第5 し尿の処理を参照。

第6 廃棄物の処理

第3章第14節第6 廃棄物の処理を参照。

第7 障害物の除去

第3章第14節第7 障害物の除去を参照。

第8 動物の保護、収容

第3章第14節第8 動物の保護、収容を参照。

第15節 死体の処理・埋葬

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 死体の搜索	●			35	市民安全対策部 、 消防本部
第2 死体の処理、検案等	●			35	福祉保健対策部 、 市民安全対策部
第3 納棺用品等の確保	●			35	福祉保健対策部 、 市民安全対策部
第4 死体の埋葬		●		35	福祉保健対策部 、 市民安全対策部
第5 災害救助法による死体の処理	●			35	福祉保健対策部 、 市民安全対策部

第1 死体の搜索

第3章第15節第1 死体の搜索を参照。

第2 死体の処理、検案等

第3章第15節第2 死体の処理、検案等を参照。

第3 納棺用品等の確保

第3章第15節第3 納棺用品等の確保を参照。

第4 死体の埋葬

第3章第15節第4 死体の埋葬を参照。

第5 災害救助法による死体の処理

第3章第15節第5 災害救助法による死体の処理を参照。

第16節 文教対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 幼稚園児、児童生徒の安全確保、 安否情報	●			36	福祉保健対策部 、 教育対策部 、 施設管理者
第2 文教施設の応急対策		●		36	教育対策部
第3 応急教育			●	36	教育対策部
第4 保育所児童の安全確保、安否確認	●			36	福祉保健対策部 、 施設管理者
第5 応急保育			●	36	福祉保健対策部
第6 文化財対策		●		36	教育対策部 、 施設管理者
第7 災害救助法による学用品の給与			●	36	福祉保健対策部 、 教育対策部

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

第3章第16節第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認を参照。

第2 文教施設の応急対策

第3章第16節第2 文教施設の応急対策を参照。

第3 応急教育

第3章第16節第3 応急教育を参照。

第4 保育所児童の安全確保、安否確認

第3章第16節第4 保育所児童の安全確保、安否確認を参照。

第5 応急保育

第3章第16節第5 応急保育を参照。

第6 文化財対策

第3章第16節第6 文化財対策を参照。

第7 災害救助法による学用品の給与

第3章第16節第7 災害救助法による学用品の給与を参照。

第17節 公共施設等の応急対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 上水道施設	●			37	水道対策部
第2 電力・ガス・通信・鉄道施設	●			37	電気事業者 、 ガス事業者 、 通信事業者 、 鉄道事業者
第3 道路・橋梁施設	●			37	建設対策部 、 関係機関
第4 海岸、河川、水路、ため池等	●			37	建設対策部 、 産業対策部 、 関係機関
第5 その他の公共施設	●			37	総務対策部 、 建設対策部 、 教育対策部 、 福祉保健対策部 、 各施設管理者

第1 上水道施設

第3章第17節第1 上水道施設を参照。

第2 電力・ガス・通信・鉄道施設

第3章第17節第2 電力・ガス・通信・鉄道施設を参照。

第3 道路・橋梁施設

第3章第17節第3 道路・橋梁施設を参照。

第4 海岸、河川、水路、ため池等

第3章第17節第4 海岸、河川、水路、ため池等を参照。

第5 その他の公共施設

第3章第17節第5 その他の公共施設を参照。

第18節 公安警備計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 災害警備実施方針			●	38	<u>島原警察署</u> 、 <u>関係機関</u>
第2 災害に備えての措置			●	38	<u>島原警察署</u> 、 <u>関係機関</u>
第3 災害発生時における措置			●	38	<u>島原警察署</u> 、 <u>関係機関</u>
第4 警備活動			●	38	<u>島原警察署</u> 、 <u>関係機関</u>

第1 災害警備実施方針

第3章第18節第1 災害警備実施方針を参照

第2 災害に備えての措置

第3章第18節第2 災害に備えての措置を参照

第3 災害発生時における措置

第3章第18節第3 災害発生時における措置

第4 警備活動

第3章第18節第4 警備活動を参照。

第19節 二次災害の防止対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
第1 危険箇所の安全対策	●			39	建設対策部 、 農林水産対策部 、 関係機関
第2 広報及び避難対策	●			39	企画対策部

第1 危険箇所の安全対策

建設対策部、産業対策部及び関係機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊、宅地災害等の危険箇所について、専門技術者、県等の協力を得て、情報を収集し、必要な措置を講ずる。

■二次災害の防止対策

- 二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検は、専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行う。
- 被災宅地危険度判定士等を活用し、被災宅地危険度判定を速やかに行う。
- 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第2 広報及び避難対策

企画対策部は、二次災害の危険箇所について、市民に対し広報活動を行う。また、消防本部等の協力を得て、必要に応じ避難の勧告、指示、誘導等の措置を講ずる。

